制定 令和 7年 3月24日市長決裁

熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱(以下「要綱」という。)第2条に 規定する許可基準及び第3条に規定する遵守するべき事項に加え、熊本城公園におけ る催事開催において、使用条件を次のとおり定める。

#### 1 全エリア共通事項

全エリア共通の使用条件は次のとおりとする。

#### (1) 基本条件

- ・熊本城管理条例、熊本市都市公園条例、熊本市都市公園行為許可基準要綱、熊本城 の管理に関する要綱その他関係法令等を理解し、必要な手続きを行うこと。
- ・手続きに関する協議等は、熊本城総合事務所総務管理課(以下「事務所」という。) と行い、事務所の指示に従うこと。
- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある使用をしないこと。
- ・熊本城の文化財をき損し、又は滅失するおそれのある使用をしないこと。
- ・特定の政党の利害に関する使用、公私の選挙に関する使用又は宗教的活動に関する使 用をしないこと。
- ・集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になる使用を しないこと。
- ・公園利用者や周辺施設への配慮を欠いた使用をしないこと。
- ・その他熊本城公園の管理運営上支障があると認められる使用をしないこと。
- ・使用者は、催事開催後の効果検証のため、熊本市が求める調査に協力すること。

#### (2) 個別遵守事項

使用に際しては次に掲げる事項を遵守すること。

#### 【相談~申請時】

- ・企画、運営、演出については、仮申請前までに事務所と入念な打合せを行うこと。
- ・現場での事前打合せについては事務所と日時を調整し、原則として1区域あたり1回 限りとすること。
- ・設置物の概要、音響・照明の詳細、養生の内容、搬入出動線及び搬入出時間帯については仮申請前までに、設置物の配置詳細(平面・立面)及び車両駐車位置・台数については本申請前までに事務所と協議するとともに、必要に応じて図面を提出し、承認を受けること。また、事務所から指導があった場合は、その指示に従うこと。

- ・電気機器を使用する場合は機器に必要な電圧・電流を考慮し、事務所が提供する電源 配置図を参考に配線を計画すること。使用する電力が使用区域内の電源の容量を超え ると見込まれる場合は、使用者が発電機や電源車等を手配すること。
- ・火気の使用については、「熊本城における火気使用の取り扱い内規」に準じることと し、事務所の許可を得た内容・場所に限ること。
- ・杭等の打設は原則として認められないが、安全管理上やむを得ず必要な場合は、設置 数や長さ、太さ等を精査した上で事前相談時から事務所と協議すること。
- ・写真・動画撮影を商業目的で行う場合、事前に用途や撮影方法等が分かる書類を事務 所に提出すること。特に、無人航空機(ドローン等)の使用を予定している場合は、 仮申請前までに事務所に相談し、許可を得ること。
- ・公園内行為許可を受ける前に熊本城公園を会場として使用することを公表、又は参加者に通知する場合は、事前に事務所からその内容についての承諾を得ること。
- ・災害発生時の避難経路を考慮した計画を立てること。また、必要に応じて保健所及び 所管の消防署(本丸は中央消防署、二の丸は西消防署)、警察署等の関係機関に必要 な届出書を提出し、その写しを事務所にも提出すること。
- ・必要に応じて公園内の施設及び周辺施設等に説明を行うこと。

## 【会場設営・使用・撤収時】

- ・設営及び撤去の作業前並びに催事本番前には、必ずスタッフ全員に本使用条件の内容 について周知徹底を図ること。
- ・スタッフ全員に必ず腕章又はスタッフウェア等を着用させ、参加者、事務所職員及び 一般の公園利用者と区別できるようにすること。
- ・入込車両の車種及び番号について、催事の前日までにリストを提出すること。原則と して当日の追加及び変更は認めない。
- ・設営のために立入規制区域に入る場合は、あらかじめその範囲について事務所の承認 を受けることとし、必ずヘルメットを着用すること。
- ・熊本城の建造物や遺構等をき損することのないよう、養生を行うこと。
- ・建造物と設置物との間に、設置物の高さ以上の間隔を設けること。
- ・樹木と設置物の距離が近い場合は、樹木を養生するなどのき損防止策を徹底すること。
- ・強風等により設置物が転倒しないように、ウェイト等による固定を徹底すること。陣 幕等の風を受けやすい設置物の場合は、特に注意すること。
- ・電気器具及びコード類は設置前に点検を行い、損傷がないことを確認し使用すること。
- ・参加者の動線上にコード類を配置する場合は、転倒防止のため、すべり止め付のマット等で被うこと。
- ・発電機を使用する場合は事前に事務所に申請し、承認を受けるとともに、安全管理を 徹底すること。

- ・屋外での発電機等の使用時及び配線時には、雨天時の浸水等を考慮した漏電対策を行 うこと。
- ・音響及び照明を使用する場合は、リハーサル時に音量を測定するなど、周辺への悪影響がないか確認を行うこと。
- ・現場管理責任者を選定し、会場設営から撤収までの期間は、現場管理責任者を含むスタッフを常駐させること。ただし、2日間以上にわたる催事の1日目終了以降の参加者のいない時間帯で、設置物の保安対策を講じた場合又は夜間警備を置いた場合についてはこの限りでない。
- ・複数の区域を使用する場合は、会場設営時及び撤収時に各区域に管理スタッフを置き、 設営スタッフの安全管理を行うこと。
- ・酒類を提供する場合は、参加者の使用許可範囲外への立入防止や公園の保全のための スタッフを配置すること。
- 事故(火災を含む)の発生がないように、あらゆる措置を講じること。
- ・消火栓及び消火器等の設備の位置を事務所に確認し、付近に設置物を置かないように するなど、万全の防火対策を行うこと。また、万が一の火災に備え、通報体制を構築 しておくこと。
- ・万が一事故が発生した場合は、速やかに事務所職員へ連絡し、対応について指示を仰ぐこと。
- ・夜間の使用に際しては、参加者の転倒防止のため十分な明るさの照明を設置すること。
- ・使用するトイレの箇所については事務所と協議の上決定し、撤収時には汚損や残置物 等がないか確認すること。設備の損壊等があった場合は速やかに事務所に連絡するこ と。
- ・園内のトイレには限りがあるため、想定される参加人数から判断して不足がある場合 は、仮設トイレを設置すること。
- ・使用後は使用範囲全域にわたり清掃を行い、原状回復すること。特に飲食物を提供する場合は注意すること。
- ・催事により発生したゴミ等は使用後速やかに処分すること。
- ・使用直後に立会検査を行うため、現場管理責任者が出席すること。指摘箇所について は速やかに原状回復すること。

#### (3)禁止行為

次に掲げる行為は禁止する。

- ・許可された範囲以外への無断立入り
- ・地面の掘削、転圧、客土等の地盤改変
- ・許可された場所以外での火気の使用
- ・指定の喫煙場所以外での喫煙(加熱式たばこを含む)

- ・園内の安全管理上問題のあると認められる演出
- ・園内の動植物に影響を及ぼすおそれのある強い香料、芳香剤等の使用
- ・建造物や遺構をき損するおそれのある重量物や車両の設置、乗り入れ
- ・遺構をき損するおそれのある長さの杭等の打設
- ・広告物の掲示
- ・園内植物の剪定、伐採又は採取
- ・公園利用者、周辺施設及び地域住民に悪影響を及ぼす音響及び照明の使用 (音響については、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づ く騒音に係る環境基準を遵守すること。音の発生源から一番近い公園敷地の境界で 測定し、昼間55デシベル以下。夜間45デシベル以下。)
- ・その他、建造物及び遺構面等をき損するおそれのあると思われる行為
- ・周辺道路及び園路における交通を妨げる行為
- ・あらかじめ許可を受けた搬出入時間及び搬入経路以外の搬入搬出・設営
- ・指定駐車場所以外での駐車(バイク・自転車を含む)
- ・立入規制区域への未成年のスタッフの立入り

### 2 有料エリアの使用に関する事項

要綱第4条第1号から第4号までに掲げる場所の使用については、「1 全エリア共通事項」に定めるもののほか、次のとおりとする。

#### (1) 基本条件

・催事参加者の入退場管理及び安全の確保、設備の使用等に必要な人員の配置については、事務所及び熊本城特別公開関連管理運営業務委託業者(以下「運営事業者」という。)と協議の上、使用者において経費全額を負担すること。

## (2) 個別遵守事項

使用に際しては次に掲げる事項を遵守すること。

#### 【有料エリア全域】

- ・当日参加するゲストをはじめ、運営に従事するスタッフ等の入園者全員について、催 事の前日までにリストを提出すること。また、内容に変更があった場合は速やかに報 告すること。
- ・参加者の入退園は熊本城の開園時間外に行うこと。
- ・飲食物を提供する場合、原則として有料エリア内で火気を使用した調理は行わないこと。また、催事終了後速やかに清掃を行うこと。
- ・設営は、原則として熊本城の開園時間外に行うこと。ただし、事務所及び運営事業者 と協議し、入園者の観覧及び復旧事業の妨げにならないものとして承認を受けた場合 はこの限りではない。
- ・設置物等の搬入搬出経路及び駐車位置は、事務所と協議の上、一般の入園者及び工事 車両等の通行の妨げとならないようにすること。
- ・参加者の受付については、一般の入園者及び工事車両等の通行の妨げとならない場所 で行うこと。
- ・ポールチェーン、ベルトパーテーション、通行指示用マット等、入園管理用の設置物 を移動した場合、使用後速やかに元の位置に戻すこと。
- ・使用後の原状回復及び立会検査は、早朝使用の場合は8時45分まで、夜間使用の場合は24時までに完了すること。

#### 【天守閣内】

- ・雨天時は入口に傘置き及びマット等を必ず設置し、靴の汚れや雨水を落とすこと。
- ・エレベーターを使用する場合は事前に事務所に申請し、承認を受けること。また、エレベーターの開錠や1階及び5階での誘導に当たっては十分な数のスタッフを配置し、参加者がスムーズに移動できるようにすること。

## (大天守6階)

- ・入口から大天守6階及び大天守6階から地階トイレへの誘導・案内係を配置すること。
- ・大天守6階及び地階トイレ、1階多目的トイレ以外の部分は原則として移動経路としてのみ使用することとし、各階の展示を参加者に観覧させたい場合は、あらかじめ時間帯を指定して事務所の承認を受けること。
- ・飲食物を提供する場合は、大天守6階床及び5階への階段を隙間なく養生すること。 養生に際してはパンチカーペット等の床面を傷つけないものを使用し、参加者の転倒 防止のため段差などに注意して施工すること。

#### (小天守4階)

・使用目的は周辺の展望・観覧に限ることとし、設置物及び飲食物を持ち込まないこと。

#### 【天守閣前広場・平左衛門丸】

- ・天守閣前広場の砂利の部分に車両を乗り入れる場合、轍が残らないよう使用後速やか に整地すること。
- ・天守閣内を同時使用する場合を除き、使用するトイレは原則として数寄屋丸又は本丸 御殿南側(月見櫓側)とし、事前に使用箇所を申請すること。また、夜間の使用の場 合はトイレまでの動線に照明及び案内スタッフを配置すること。
- ・北口閉鎖日の平左衛門丸は立入規制区域となるため、開園時間内に設営準備等のため 立ち入る場合は必ずヘルメットを着用すること。
- ・平左衛門丸を駐車場所として使用する場合は、車両管理のためのスタッフを配置する こと。

## 【特別見学通路】

・飲食物を提供する場合及びテーブル等の設置物がある場合は、床面を養生すること。

## (3) 禁止行為

次に掲げる行為は禁止する。

## 【有料エリア全域】

・物品の販売、その他これに類するような商業活動

#### 【天守閣内】

- ・火気の使用
- ・大天守6階(最上階)以外での飲食
- 窓の開閉

# 【特別見学通路】

- ・火気の使用
- ・要綱別図5に示した範囲以外での飲食
- ・ヒーター等高温を発する機器の設置等、床材に悪影響を及ぼす行為
- ・床材の耐荷重を超えた重量物の設置

## 3 無料エリアの使用に関する事項

要綱第4条第5号に掲げる場所の使用については、「1 全エリア共通事項」に定めるもののほか、次のとおりとする。

## (1) 基本条件

- ・催事等のために占用して使用できる面積は、広場全体の半分を上限とする。ただし、 熊本市又は熊本県が主催又は共催するもの及び市長が特に認めるものについてはこ の限りでない。
- ・使用する範囲、ステージ等設置物の配置については、仮申請前までに事務所と詳細な 打合せを行うこと。

## (2) 個別遵守事項

使用に際しては次に掲げる事項を遵守すること。

- ・多数の参加者が見込まれる催事の場合、交通誘導員の配置等の周辺道路の渋滞防止対策及びマスコミ等を通じた公共交通機関での来園の呼びかけについて計画を策定し、 事務所の承認を受けること。
- ・設営のために芝生部分へ車両を進入させる場合は軽車両(フォークリフト含む)まで とし、それ以上の重量の車両については動線を養生すること。
- ・雨天時及び雨天後は、芝生部分への車両進入時に轍ができないよう対策を行うこと。
- ・使用後の原状回復及び立会検査は24時までに完了すること。

## (3) 禁止行為

次に掲げる行為は禁止する。

- ・芝生や樹木を傷める行為
- ・園路、駐輪場及び駐車場部分の占用
- 一般の公園利用者及び周辺施設の迷惑になるような行為